

鳥取県コロナ禍再生応援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の県内外での感染拡大に伴う影響の長期化、感染再拡大への懸念に伴う行動抑制等による厳しい経営環境が継続していることを踏まえ、コロナ禍で経営上の影響を受けた鳥取県新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）として登録されている事業者に対し、感染予防・拡大防止対策の維持・向上を図りつつ、事業活動の本格的な再開、再生に向けて、鳥取県コロナ禍再生応援金（以下「応援金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(対象事業者の要件)

第3条 応援金は、次の各号のすべてに該当する事業者（以下、「対象事業者」という。）が、長期化するコロナ禍の影響により、令和2年11月から令和4年3月までの間の任意の連続する12か月（以下、「対象期間」という。）の事業収入が、前年又は前々年の同期間（以下、「基準期間」という。）の事業収入と比較して、20%以上減少している場合に支給する。

- (1) 認証店として登録された事業所等を有する事業者であること
 - (2) 雇用を維持する意思があること
 - (3) 新型コロナウイルスへの感染予防・拡大防止対策を徹底し、コロナ禍からの回復を見据えた事業継続、又は本格的な事業再開を目指していること
- 2 開業時期により基準期間が12か月未満となる事業者は、対象期間の事業収入額が、開業から対象期間の前月までの事業収入の平均月額に12を乗じた額と比較して、20%以上減少している場合は支給対象とする。
- 3 開業時期により対象期間が12か月未満となる事業者は、令和3年10月から令和4年3月まで間のいずれかの月が終期となる連続する1か月以上の任意の期間を対象期間として選択することができるものとし、当該対象期間の事業収入の平均月額に12を乗じた額が、開業から対象期間の前月までの事業収入の平均月額に12を乗じた額と比較して、20%以上減少している場合は支給対象とする。ただし、令和3年12月21日までに開業した場合に限る。
- 4 対象事業者が、複数店舗（工場、作業場等を含む。）を有する場合も、1事業所（1事業者）として申請するものとする。
- 5 本応援金の申請を行う前までに、認証店の認証申請を行った事業者は、当該店舗が認証されることを条件に、支給対象とする。

(支給額)

第4条 応援金の支給額は、法人にあっては20万円、個人事業主にあっては10万円とする。

- 2 前項の場合、認証店の取得店舗数に応じて2店舗目以降に、一認証店舗あたり10万円を加算して支給する。

(支給申請期間)

第5条 応援金の支給の申請は、令和4年1月5日から令和4年5月27日までとする。

(支給の申請方法)

第6条 応援金の申請を行う事業者は、支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 対象期間（令和2年11月から令和4年3月までの任意の連続する12か月）の月別の売上が確認できる書類等の写し（該当年分の確定申告書類、売上台帳、帳面などの写し）
 - (2) 基準期間（対象期間の前年又は前々年の同期間（12か月））の月別の売上が確認できる書類の写し（該当年分の確定申告書等の写し）
 - (3) 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳など）
 - (4) 宣誓・同意書（様式第2号）
 - (5) 個人事業主の場合にあっては、本人を確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
 - (6) 前各号のほか、知事が必要と認める書類
- 2 第3条第2項により応援金の申請を行う事業者にあっては、支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲

げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 対象期間（令和2年11月から令和4年3月までの任意の連続する12か月）の月別の売上が確認できる書類等の写し（該当年分の確定申告書類、売上台帳、帳面等の写し）
 - (2) 開業月から対象期間の前月までの月別の売上が確認できる書類の写し（該当年分の確定申告書等の写し等）
 - (3) 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳など）
 - (4) 宣誓・同意書（様式第2号）
 - (5) 個人事業主の場合にあつては、本人を確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
 - (6) 開業日が確認できる書類（開業届出書の写しなど）
 - (7) 前各号のほか、知事が必要と認める書類
- 3 第3条第3項により応援金の申請を行う事業者（令和3年12月21日までに開業し、開業からの経過期間が12か月未満である事業者）にあつては、支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
- (1) 対象期間（令和2年11月から令和4年3月までの任意の連続する1か月以上の期間）の月別の売上が確認できる書類の写し（該当年分の確定申告書類、売上台帳、帳面等の写し）
 - (2) 開業月から対象期間の前月までの月別売上が確認できる書類の写し（該当年分の確定申告書等の写し等）
 - (3) 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳など）
 - (4) 宣誓・同意書（様式第2号）
 - (5) 個人事業主の場合にあつては、本人を確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
 - (6) 開業日が確認できる書類（開業届出書の写しなど）
 - (7) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

（支給の決定等）

第7条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 知事は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは応援金の支給を決定するものとする。
- 3 知事は、応援金の支給決定を行ったときは、支給決定額を応援金の申請を行う事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振込むものとする。

（不支給要件）

第8条 応援金の申請を行う事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は応援金を支給しないものとする。

- (1) 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等
- (3) 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

（状況確認等）

第9条 知事は、必要に応じて、次に掲げる場合に、職員等に命じて、支給要件を満たしていることまたは不支給要件に該当しないことを確認するため、申請者の事業所等において必要な確認、質問を行い、または書面等の提出を求めることができる。

- (1) 支給申請書が提出されたとき
 - (2) その他、知事が必要と認めたとき
- 2 申請者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

（応援金の返還）

第10条 知事は、応援金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、コロナ禍再生応援金支給決定取消・返還通知書（様式第3号）により、当該事業者に対して支給した応援金について支給決定を取消して返還させるものとする。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、本応援金の支給について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。

鳥取県コロナ禍再生応援金支給申請書

鳥取県知事 様 (申請者) (〒 -)

住所 _____

氏名 _____

(法人・団体については、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)

担当者名 _____ 電話番号 _____ (日中連絡可能な番号)

鳥取県コロナ禍再生応援金の支給を受けたいので、鳥取県コロナ禍再生応援金支給要領第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 売上減少の申告 ※ 開業時期に応じ【ア】【イ】【ウ】のいずれか1つ記入してください。(店舗ごとでなく全体売上で比較)

【ア】開業から24か月を超えている場合

Table for sales reduction calculation (A) with columns for '基準期間' (Basic Period) and '売上高【A】' (Sales Total A).

減少率 (B÷A×100) % 少数点以下四捨五入 80%以下

Table for sales reduction calculation (B) with columns for '対象期間' (Target Period) and '売上高【B】' (Sales Total B).

【イ】開業から12か月を超え24か月未満の場合(開業特例1)

Table for sales reduction calculation (I) with columns for '基準期間' (Basic Period) and '売上高【A】 = c × 12'.

減少率 (B÷A×100) % 少数点以下四捨五入 80%以下

Table for sales reduction calculation (B) with columns for '対象期間' (Target Period) and '売上高【B】'.

【ウ】開業から12か月未満の場合(開業特例2) ※令和3年12月21日までに開業した場合に限る。

Table for sales reduction calculation (U) with columns for '基準期間' (Basic Period) and '売上高【A】 = c × 12'.

減少率 (B÷A×100) % 少数点以下四捨五入 80%以下

Table for sales reduction calculation (B) with columns for '対象期間' (Target Period) and '売上高【B】 = h × 12'.

2 減収理由 ※コロナ禍の影響で減収したことが分かるよう具体的にご記載下さい。

Blank box for recording reasons for revenue reduction.

3 認証店の取得状況 ※ 認証店2店舗目以降は認証店加算(2店舗目以降の認証店数×10万円)の対象。漏れなくご記載下さい。(別紙添付可)

Table for recording the status of certified stores with columns for '区分', '店舗名', '店舗数', and '店舗計【C】'.

4 申請額

基本額: 法人20万円、個人事業主10万円 + 認証店加算額: @10万円 × (【C】 - 1) の店舗数

5 振込先口座情報

Table for recording remittance account information with columns for '金融機関名', '支店名', '支店出張所営業部', '預金種別', '店番', '口座番号', and '口座名義'.

- ※ 申請者と振込先の名義が異なる場合は、様式第4号の委任状を添付して申請してください。
- ※ 宣誓・同意書（様式第2号）に記載の支給要件に該当することを必ず確認の上、申請してください。
- ※ 支給決定を通知する書面や郵送物は送付しません。上記指定口座への振込をご確認ください。

（別紙）添付書類チェック表

以下の添付書類が、申請書に添付されているか確認して、提出してください。

必要書類	チェック欄
① 申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
② 宣誓・同意書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
③ 本人確認書類の写し <u>※個人事業者のみ</u> （運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）	<input type="checkbox"/>
④ 対象期間（令和2年11月～令和4年3月までの任意の連続する12か月）の <u>月別の</u> 売上が確認できる書類等の写し（確定申告書類、売上台帳、帳面などの写し）	<input type="checkbox"/>
⑤ 基準期間（対象期間の前年又は前々年の同月期間）の <u>月別の</u> 売上が確認できる書類の写し（該当年分の確定申告書等の写し） 【法人の場合】 ・ 法人税の確定申告書別表第一の写し ・ 法人事業概況説明書（1月から12月までの月別売上が確認できるページを含む）の写し 【個人事業主の場合】 ・ 所得税申告書第一表の写し ・ 青色申告決算書（1月から12月までの月別売上が確認できるページを含む）の写し （※白色申告の場合、1月から12月までの月別売上が確認できる書類（任意様式）等の写し） ※ 確定申告を電子申告で行った場合、申告書は申告完了日時（受付日時）の表示があるものを添付して下さい。申告完了日時（受付日時）の表示がない場合、電子申告の完了報告または納税証明書（その2）を添付して下さい。 ※ 確定申告を紙で行った場合のみ、確定申告書に税務署の收受印が必要ですが、收受印のない場合、收受印のない申告書の写しに加え、納税証明書（その2）を添付して下さい。	<input type="checkbox"/>
⑥ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳の表面と見開き1ページ目）	<input type="checkbox"/>
⑦ 開業届の写し <u>※創業特例</u> （申請書1【イ】又は【ウ】に記入して申請される場合のみ）	<input type="checkbox"/>
⑧ その他知事が必要と認める書類 <u>※該当者のみ</u> （確定申告を紙で行った場合に、確定申告書類に税務署の收受印がない場合の納税証明書等）	<input type="checkbox"/>

※県のコロナ禍打破特別応援金、コロナ禍緊急応援金の申請をされた方で、③、⑤、⑥の書類（同じ書類）を県へ提出済の場合、添付を省略することができます。

宣誓・同意書

鳥取県知事 様

以下の支給要件をすべて満たすことを宣誓します。

<支給要件>

- ①令和2年11月から令和4年3月までの任意の連続する12か月の事業収入が、前年又は前々年の同期間の事業収入と比較して20%以上減少している。
(支給要領第3条第2項又は第3項が定める開業者の特例により申請する場合は、同条項が定める売上減少の要件を満たしている。)
- ②鳥取県内に事業所等を有する事業者であり、その実施する店舗(事業所)が、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の認証を取得している又は応援金申請時点において認証申請中である。
- ③雇用を維持する意思がある。
- ④新型コロナウイルスへの感染予防・拡大防止対策を徹底し、コロナ禍からの回復を見据えた事業継続、又は本格的な事業再開を目指している。

以下の不支給要件のいずれにも該当しないことを宣誓します。

<不支給要件>

- ①宗教上の組織若しくは団体
- ②鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等

本申請にあたり、入力事項や証拠書類等に不正や虚偽の記載がないことを宣誓します。

本申請にあたり、確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳を電磁的記録等により5年間保存します。

(日付、取引先、取引内容、取引金額等が確認できる売上台帳、請求書、領収書等)

本申請にあたり、支給要件等を確認するために県が必要と認める場合は、事業所等への状況確認、書面提出等に協力します。

不正が判明した場合には、応援金の給付を受けていない場合は応援金の給付を受けることを辞退し、既に応援金の給付を受けていた場合は、速やかに返還します。

令和 年 月 日

申請者名: _____ 印

(法人・団体の場合、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)

(自署の場合は押印省略可)

鳥取県コロナ禍再生応援金支給決定取消・返還通知書

様

鳥取県知事

令和 年 月 日付で支給した鳥取県コロナ禍再生応援金については、下記により支給決定を取消し、返還していただくことになりましたので通知します。

記

- 1 取消額 金 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 令和 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関から払い込みください。

※申請者名義と異なる口座に振込みを希望する場合のみ添付してください。

令和 年 月 日

振込委任状

鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印

(法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

私が申請した鳥取県コロナ禍再生応援金の支給について、下記の者に受領を委任します。

記

- 1 受任者 (口座名義人) 住所 _____
氏名 _____
- 2 受任者と申請者の関係 _____

3 振込先口座の情報

金融機関名	銀行 金庫 <small>農業協同組合</small>	支店名	支店 出張所 営業部	預金種別	普通・当座
店番		口座番号			
口座名義 (カタカナ)					